

※ まず備考を読み、それをもとに対比すると分かりやすい。◎最重要 ☆重要 ※変更点

小学校学習指導要領 新旧対比表

道徳

H270331 決定版

後藤 忠

「道徳の時間」 平成20年4月告示	「特別の教科道徳」平成27年3月27日告示	備考
<p>第1章 総則</p> <p>第1 教育課程編成の一般方針</p> <p>2 学校における道徳教育は、道徳の時間を要として学校の教育活動全体を通じて行うものであり、道徳の時間はもとより、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じて、児童の発達段階を考慮して、適切な指導を行わなければならない。</p> <p>道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、豊かな心をもち、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛し、個性豊かな文化の創造を図るとともに、公共の精神を尊び、民主的な社会及び国家の発展に努め、他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献し未来を拓く主体性のある日本人を育成するため、その基盤としての道徳性を養うことを目標とする。</p> <p>道徳教育を進めるに当たっては、教師と児童及び児童相互の人間関係を深めるとともに、児童が自己の生き方についての考えを深め、家庭や地域社会との連携を図りながら、集団宿泊活動やボランティア活動、自然体験活動などの豊かな体験を通して児童の内面に根ざした道徳性の育成が図られるよう配慮しなければならない。その際、特に児童が基本的な生活習慣、社会生活上のきまりを身に付け、善悪を判断し、人間としてしてはならないことをしないようにすることなどに配慮しなければならない。</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第1 教育課程編成の一般方針</p> <p>2 学校における道徳教育は、<u>特別の教科である道徳（以下「道徳科」という。）</u>を要として学校の教育活動全体を通じて行うものであり、<u>道徳科はもとより、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの特質</u>に応じて、児童の発達段階を考慮して、適切な指導を行わなければならない。</p> <p>道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、<u>自己の生き方を考え^①、主体的な判断の下に行動し^②、自立した人間として他者と共によりよく生きる^③</u>ための基盤となる道徳性を養うことを目標とする。</p> <p>道徳教育を進めるに当たっては、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、豊かな心をもち、伝統と文化を尊重し、それら<u>を育ててきた我が国と郷土を愛し、個性豊かな文化の創造を図るとともに、平和で民主的な国家及び社会の形成者として、公共の精神を尊び、社会及び国家の発展に努め、他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献し未来を拓く主体性のある日本人の育成に資することとなるよう特に留意しなければならない。</u></p> <p>第2 内容等の取扱いに関する共通的事項</p> <p>⑥ <u>道徳科を要として学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の内容は、第3章特別の教科道徳の第2に示す内容とする。</u></p> <p>第4 指導計画作成等に当たって配慮すべき事項</p> <p>③ <u>道徳教育を進めるに当たっては、次の事項に配慮するものとする。</u></p> <p>(1) 各学校においては、第1の2に示す道徳教育の目標を踏まえ、道徳教育の全体計画を作成し、校長の方針の下に、道徳教育の推進を主に担当する教師（以下「道徳教育推進教師」という。）を中心に、全教師が協力して道徳教育を展開すること。なお、道徳教育の全体計画の作成に当たっては、児童、学校及び地域の実態を考慮して、学校の道徳教育の重点目標を設定するとともに、道徳科の指導方針、第3章特別の教科道徳の第2に示す道徳の内容との関連を踏まえた各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動における指導の内容及び時期並びに家庭や地域社会との連携の方法を示すこと。</p>	<p>☆<u>学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育に関する事項を全て「第1章総則」に記載。</u></p> <p>※道徳の時間→道徳科</p> <p>☆<u>道徳教育の目標が「道徳性」に絞られ、かつ具体的に示された。</u></p> <p>◎<u>従前、第2段落の目標の中にあった事柄を第3段落の留意事項に位置付けた。</u></p> <p>※<u>追加修正。</u></p> <p>※6を新設</p> <p>※3を新設</p>

「道徳の時間」 平成20年4月告示	「特別の教科道徳」平成27年3月27日告示	備考
<p>第3章 道徳</p> <p>第1 目標</p> <p>道徳教育の目標は、第1章総則の第1の2に示すところにより、学校の教育活動全体を通じて、道徳的な心情、判断力、実践意欲と態度などの道徳性を養うこととする。</p> <p>道徳の時間においては、以上の道徳教育の目標に基づき、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動における道徳教育と密接な関連を図りながら、計画的、発展的な指導によってこれを補充、深化、統合し、道徳的価値の自覚及び自己の生き方についての考えを深め、道徳的実践力を育成するものとする。</p> <p>第2 内容</p> <p>道徳の時間を要として学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の内容は、次のとおりとする。</p> <p>〔第1学年及び第2学年〕</p> <p>1 主として自分自身に関すること。</p> <p>(1) 健康や安全に気を付け、物や金銭を大切に</p>	<p>(2) 各学校においては、児童の発達段階や特性等を踏まえ、指導内容の重点化を図ること。その際、各学年を通じて、自立心や自律性、生命を尊重する心や他者を思いやる心を育てることに留意すること。また、各学年段階においては、次の事項に留意すること。</p> <p>ア 第1学年及び第2学年においては、挨拶などの基本的な生活習慣を身に付けること、善悪を判断し、してはならないことをしないこと、社会生活上のきまりを守ること。</p> <p>イ 第3学年及び第4学年においては、善悪を判断し、正しいと判断したことを行うこと、身近な人々と協力し助け合うこと、集団や社会のきまりを守ること。</p> <p>ウ 第5学年及び第6学年においては、相手の考え方や立場を理解して支え合うこと、法やきまりの意義を理解して進んで守ること、集団生活の充実に努めること、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重すること。</p> <p>(3) 学校や学級内の人間関係や環境を整えるとともに、集団宿泊活動やボランティア活動、自然体験活動、地域の行事への参加などの豊かな体験を充実すること。また、道徳教育の指導内容が、児童の日常生活に生かされるようにすること。その際、いじめの防止や安全の確保等に資することとなるよう留意すること。</p> <p>(4) 学校の道徳教育の全体計画や道徳教育に関する諸活動等の情報を積極的に公表したり、道徳教育の充実のために家庭や地域の人々の積極的な参加や協力を得たりするなど、家庭や地域社会との共通理解を深め、相互の連携を図ること。</p> <p>第3章 特別の教科 道徳</p> <p>第1 目標</p> <p>第1章総則の第1の2に示す道徳教育の目標に基づき、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、道徳的諸価値についての理解^①を基に、自己を見つめ^②、物事を多面的・多角的に考え^③、自己の生き方についての考えを深める^④学習を通して、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる。</p> <p>第2 内容</p> <p>学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の要である道徳科においては、以下に示す項目について扱う。</p> <p>A 主として自分自身に関すること</p> <p>〔善悪の判断、自律、自由と責任〕</p> <p>〔第1学年及び第2学年〕</p>	<p>◎いじめの問題への対応の充実</p> <p>◎従前の留意事項の「教師と児童及び児童相互の人間関係を深める」が<u>あっさりした表現</u>になった。</p> <p>◎道徳科の学習の姿と(従前の)道徳的実践力の内容が具体的に示された</p> <p>※心情と判断力の記述順が逆転</p> <p>★視点の順が A 自分、B 人、C 社会、D 生命に変更</p> <p>★学年ごとの括りから視点ごとの括りに変更</p> <p>★内容項目に「キーワード」を導入</p> <p>◎内容項目文末が「こと」</p>

「道徳の時間」 平成20年4月告示	「特別の教科道徳」平成27年3月27日告示	備考
<p>にし、身の回りを整え、わがままをしないで、規則正しい生活をする。</p> <p>(2) 自分がやらなければならない勉強や仕事は、しっかりと行う。</p> <p>(3) よいことと悪いことの区別をし、よいと思うことを進んで行う。</p> <p>(4) うそをついたりごまかしをしたりしないで、素直に伸び伸びと生活する。</p> <p>2 主として他の人とのかかわりに関すること。</p> <p>(1) 気持ちのよいあいさつ、言葉遣い、動作などに心掛けて、明るく接する。</p> <p>(2) 幼い人や高齢者など身近にいる人に温かい心で接し、親切にする。</p> <p>(3) 友達と仲よくし、助け合う。</p> <p>(4) 日ごろ世話になっている人々に感謝する。</p> <p>3 主として自然や崇高なものとのかかわりに関すること。</p> <p>(1) 生きることを喜び、生命を大切にすることをもち。</p> <p>(2) 身近な自然に親しみ、動植物に優しい心で接する。</p> <p>(3) 美しいものに触れ、すがすがしい心をもつ。</p> <p>4 主として集団や社会とのかかわりに関すること。</p> <p>(1) 約束やきまりを守り、みんなが使う物を大切にすること。</p> <p>(2) 働くことのよさを感じて、みんなのために働く。</p> <p>(3) 父母、祖父母を敬愛し、進んで家の手伝いなどをして、家族の役に立つ喜びを知る。</p> <p>(4) 先生を敬愛し、学校の人々に親しんで、学級や学校の生活を楽しくする。</p> <p>(5) 郷土の文化や生活に親しみ、愛着をもつ。</p> <p>〔第3学年及び第4学年〕</p> <p>1 主として自分自身に関すること。</p> <p>(1) 自分でできることは自分でやり、よく考えて行動し、節度のある生活をする。</p> <p>(2) 自分でやろうと決めたことは、粘り強くやり遂げる。</p> <p>(3) 正しいと判断したことは、勇気をもって行う。</p> <p>(4) 過ちは素直に改め、正直に明るい心で元気に生活する。</p> <p>(5) 自分の特徴に気づき、よい所を伸ばす。</p> <p>2 主として他の人とのかかわりに関すること。</p> <p>(1) 礼儀の大切さを知り、だれに対しても真心をもって接する。</p> <p>(2) 相手のことを思いやり、進んで親切にする。</p> <p>(3) 友達と互いに理解し、信頼し、助け合う。</p>	<p>よいことと悪いことの区別をし、よいと思うことを進んで行うこと。</p> <p>[第3学年及び第4学年] 正しいと判断したことは、<u>自信</u>をもって行うこと。</p> <p>[第5学年及び第6学年] 自由を大切にし、<u>自律的に判断し</u>、責任のある行動をすること。</p> <p>[正直、誠実] [第1学年及び第2学年] うそをついたりごまかしをしたりしないで、素直に伸び伸びと生活すること。</p> <p>[第3学年及び第4学年] 過ちは素直に改め、正直に明るい心で生活すること。</p> <p>[第5学年及び第6学年] 誠実に、明るい心で生活すること。</p> <p>[節度、節制] [第1学年及び第2学年] 健康や安全に気を付け、物や金銭を大切に、身の回りを整え、わがままをしないで、規則正しい生活をする。</p> <p>[第3学年及び第4学年] 自分でできることは自分でやり、<u>安全に気を付け</u>、よく考えて行動し、節度のある生活をする。</p> <p>[第5学年及び第6学年] <u>安全に気を付けること</u>や、生活習慣の大切さについて理解し、自分の生活を見直し、節度を守り節制に心掛けること。</p> <p>[個性の伸長] [第1学年及び第2学年] <u>自分の特徴に気付くこと</u>。</p> <p>[第3学年及び第4学年] 自分の特徴に気づき、<u>長所</u>を伸ばすこと。</p> <p>[第5学年及び第6学年] 自分の特徴を知って、<u>短所を改め長所を伸ばす</u>こと。</p> <p>[希望と勇気、努力と強い意志] [第1学年及び第2学年] 自分のやるべき勉強や仕事をしっかりと行うこと。</p> <p>[第3学年及び第4学年] 自分でやろうと決めた<u>目標に向か</u>って、強い意志をもち、粘り強くやり抜くこと。</p> <p>[第5学年及び第6学年] より高い目標を立て、希望と勇気をもち、<u>困難があってもくじけずに努力して物事をやり抜く</u>こと。</p> <p>[真理の探究] [第5学年及び第6学年] 真理を大切にし、<u>物事を探究しようとする心をもつ</u>こと。</p> <p>B 主として<u>人との関わり</u>に関すること</p>	<p>◎いじめ対応の充実のため、<u>AB内の内容項目の並び順が大きく変更</u></p> <p>※<u>勇気</u>→<u>自信</u>に変更</p> <p>※挿入</p> <p>※「元氣よく」を削除</p> <p>※「楽しく」を削除</p> <p>※追加</p> <p>※追加 ※<u>知り</u>→<u>理解し</u>に変更</p> <p>※新設</p> <p>※<u>よい所</u>→<u>長所</u>に変更</p> <p>※<u>悪い所</u>→<u>短所</u>に変更 ※<u>よい所</u>→<u>長所</u>に変更 ※「積極的に」削除</p> <p>※<u>やらなければならない</u> →<u>やるべき</u>に変更</p> <p>※<u>は</u>、→<u>を</u>に変更</p> <p>※<u>ことは</u>→<u>目標に向か</u>って、<u>強い意志をもち</u>に変更</p> <p>※<u>遂げる</u>→<u>抜く</u>に変更</p> <p>※挿入</p> <p>※追加</p> <p>※<u>進んで新しいものを求め、工夫して生活をよりよくする</u>→<u>物事を探究しようとする心をもつ</u>に変更</p> <p>※<u>他の人との関わり</u>→<u>人との</u></p>

「道徳の時間」 平成20年4月告示	「特別の教科道徳」平成27年3月27日告示	備考
<p>(4) 生活を支えている人々や高齢者に、尊敬と感謝の気持ちをもって接する。</p> <p>3 主として自然や崇高なものとのかかわりに関すること。</p> <p>(1) 生命の尊さを感じ取り、生命あるものを大切にすること。</p> <p>(2) 自然のすばらしさや不思議さに感動し、自然や動植物を大切にすること。</p> <p>(3) 美しいものや気高いものに感動する心をもつ。</p> <p>4 主として集団や社会とのかかわりに関すること。</p> <p>(1) 約束や社会のきまりを守り、公德心をもつ。</p> <p>(2) 働くことの大切さを知り、進んでみんなのために働く。</p> <p>(3) 父母、祖父母を敬愛し、家族みんなで協力し合って楽しい家庭をつくる。</p> <p>(4) 先生や学校の人々を敬愛し、みんな で協力し合って楽しい学級をつくる。</p> <p>(5) 郷土の伝統と文化を大切に、郷土を愛する心をもつ。</p> <p>(6) 我が国の伝統と文化に親しみ、国を愛する心をもつとともに、外国の人々や文化に関心をもつ。</p> <p>〔第5学年及び第6学年〕</p> <p>1 主として自分自身に関すること。</p> <p>(1) 生活習慣の大切さを知り、自分の生活を見直し、節度を守り節制に心掛ける。</p> <p>(2) より高い目標を立て、希望と勇気をもってくじけないで努力する。</p> <p>(3) 自由を大切に、自律的で責任のある行動をする。</p> <p>(4) 誠実に、明るい心で楽しく生活する。</p> <p>(5) 真理を大切に、進んで新しいものを求め、工夫して生活をよりよくなる。</p> <p>(6) 自分の特徴を知って、悪い所を改めよい所を積極的に伸ばす。</p> <p>2 主として他の人とのかかわりに関すること。</p> <p>(1) 時と場をわきまえて、礼儀正しく真心をもって接する。</p> <p>(2) だれに対しても思いやりの心を持ち、相手の立場に立って親切にする。</p> <p>(3) 互いに信頼し、学び合って友情を深め、男女仲よく協力し助け合う。</p> <p>(4) 謙虚な心を持ち、広い心で自分と異なる意見や立場を大切にすること。</p> <p>(5) 日々の生活が人々の支え合いや助け合いで成り立っていることに感謝し、それにこたえる。</p> <p>3 主として自然や崇高なものとのかかわりに関すること。</p> <p>(1) 生命がかけがえのないものであることを知り、自他の生命を尊重する。</p> <p>(2) 自然の偉大さを知り、自然環境を大切に</p>	<p>[親切、思いやり]</p> <p>〔第1学年及び第2学年〕 身近にいる人に温かい心で接し、親切にすること。</p> <p>〔第3学年及び第4学年〕 相手のことを思いやり、進んで親切にすること。</p> <p>〔第5学年及び第6学年〕 だれに対しても思いやりの心を持ち、相手の立場に立って親切にすること。</p> <p>[感謝]</p> <p>〔第1学年及び第2学年〕 家族など日頃世話になっている人々に感謝すること。</p> <p>〔第3学年及び第4学年〕 家族など生活を支えてくれている人々や現在の生活を築いてくれた高齢者に、尊敬と感謝の気持ちをもって接すること。</p> <p>〔第5学年及び第6学年〕 日々の生活が家族や過去からの多くの人々の支え合いや助け合いで成り立っていることに感謝し、それに<u>応えること</u>。</p> <p>[礼儀]</p> <p>〔第1学年及び第2学年〕 気持ちのよいあいさつ、言葉遣い、動作などに心掛けて、明るく接すること。</p> <p>〔第3学年及び第4学年〕 礼儀の大切さを知り、だれに対しても真心をもって接すること。</p> <p>〔第5学年及び第6学年〕 時と場をわきまえて、礼儀正しく真心をもって接すること。</p> <p>[友情、信頼]</p> <p>〔第1学年及び第2学年〕 友達と仲よくし、助け合うこと。</p> <p>〔第3学年及び第4学年〕 友達と互いに理解し、信頼し、助け合うこと。</p> <p>〔第5学年及び第6学年〕 <u>友達と互いに信頼し、学び合って友情を深め、異性についても理解しながら、人間関係を築いていくこと</u>。</p> <p>[相互理解、寛容]</p> <p>〔第3学年及び第4学年〕 <u>自分の考えや意見を相手に伝えるとともに、相手のことを理解し、自分と異なる意見も大切にすること</u>。</p> <p>〔第5学年及び第6学年〕 自分の考えや意見を相手に伝えるとともに、謙虚な心を持ち、広い心で自分と異なる意見や立場を尊重すること。</p> <p>C 主として集団や社会との関わりに関すること</p> <p>[規則の尊重]</p> <p>〔第1学年及び第2学年〕</p>	<p>関わり に変更</p> <p>※「<u>幼い人や高齢者など</u>」を削除</p> <p>※「<u>家族</u>」の例示が入った。 (指導上、C[家族愛]との混同に注意)</p> <p>※挿入</p> <p>※挿入</p> <p>※<u>こたえる→応える</u> に変更</p> <p>※追加 ※<u>男女仲よく協力し助け合う→異性についても理解しながら、人間関係を築いていく</u>に変更</p> <p>※新設</p> <p>※追加</p> <p>◎<u>低学年から取り上げるCの内容が増えた</u></p>

「道徳の時間」 平成20年4月告示	「特別の教科道徳」 平成27年3月27日告示	備 考
<p>する。</p> <p>(3) 美しいものに感動する心や人間の力を超えたものに対する畏敬の念をもつ。</p> <p>4 主として集団や社会とのかかわりに関すること。</p> <p>(1) 公徳心をもって法やきまりを守り、自他の権利を大切にしながら進んで義務を果たす。</p> <p>(2) だれに対しても差別をすることや偏見をもつことなく公正、公平にし、正義の実現に努める。</p> <p>(3) 身近な集団に進んで参加し、自分の役割を自覚し、協力して主体的に責任を果たす。</p> <p>(4) 働くことの意義を理解し、社会に奉仕する喜びを知って公共のために役に立つことをする。</p> <p>(5) 父母、祖父母を敬愛し、家族の幸せを求めて、進んで役に立つことをする。</p> <p>(6) 先生や学校の人々への敬愛を深め、みんなで協力し合いよりよい校風をつくる。</p> <p>(7) 郷土や我が国の伝統と文化を大切に、先人の努力を知り、郷土や国を愛する心をもつ。</p> <p>(8) 外国の人々や文化を大切に、心をもち、日本人としての自覚をもって世界の人々と親善に努める。</p>	<p>約束やきまりを守り、みんなが使う物を大切にすること。</p> <p>[第3学年及び第4学年]</p> <p>約束や社会のきまりの意義を理解し、それらを守ることを。</p> <p>[第5学年及び第6学年]</p> <p>法やきまりの意義を理解した上で進んでそれらを守り、自他の権利を大切に、義務を果たすこと。</p> <p>[公正、公平、社会正義]</p> <p>[第1学年及び第2学年]</p> <p>自分の好き嫌いにとらわれないで接すること。</p> <p>[第3学年及び第4学年]</p> <p>誰に対しても分け隔てをせず、公正、公平な態度で接すること。</p> <p>[第5学年及び第6学年]</p> <p>誰に対しても差別をすることや偏見をもつことなく公正、公平な態度で接し、正義の実現に努めること。</p> <p>[勤労、公共の精神]</p> <p>[第1学年及び第2学年]</p> <p>働くことのよさを知り、みんなのために働くこと。</p> <p>[第3学年及び第4学年]</p> <p>働くことの大切さを知り、進んでみんなのために働くこと。</p> <p>[第5学年及び第6学年]</p> <p>働くことや社会に奉仕することの充実感を味わうとともに、その意義を理解し、公共のために役立つことをすること。</p> <p>[家族愛、家庭生活の充実]</p> <p>[第1学年及び第2学年]</p> <p>父母、祖父母を敬愛し、進んで家の手伝いなどをして、家族の役に立つこと。</p> <p>[第3学年及び第4学年]</p> <p>父母、祖父母を敬愛し、家族みんなで協力し合って楽しい家庭をつくること。</p> <p>[第5学年及び第6学年]</p> <p>父母、祖父母を敬愛し、家族の幸せを求めて、進んで役に立つことをすること。</p> <p>[よりよい学校生活、集団生活の充実]</p> <p>[第1学年及び第2学年]</p> <p>先生を敬愛し、学校の人々に親しんで、学級や学校の生活を楽しくすること。</p> <p>[第3学年及び第4学年]</p> <p>先生や学校の人々を敬愛し、みんな で協力し合って楽しい学級や学校をつくること。</p> <p>[第5学年及び第6学年]</p> <p>先生や学校の人々を敬愛し、みんなで協力し合ってよりよい学級や学校をつくることとともに、様々な集団の中での自分の役割を自覚して集団生活の充実に努めること。</p> <p>[伝統と文化の尊重、国や郷土を愛する態度]</p> <p>[第1学年及び第2学年]</p> <p>我が国や郷土の文化と生活に親しみ、愛着を</p>	<p>※を守り、公徳心をもつ→ の意義を理解し、それらを守る に変更</p> <p>※「公徳心をもって」削除</p> <p>※挿入</p> <p>※「進んで」を削除</p> <p>※新設</p> <p>※新設</p> <p>※挿入</p> <p>※感じて→知り に変更</p> <p>※挿入</p> <p>※「社会に奉仕する喜びを知って」を削除</p> <p>※指導上、B[感謝]との混同に注意</p> <p>※「喜びを知る」を削除</p> <p>※追加</p> <p>※敬愛を深め→敬愛し に変更</p> <p>※挿入・変更</p> <p>※追加</p>

「道徳の時間」 平成20年4月告示	「特別の教科道徳」平成27年3月27日告示	備考
	<p>もつこと。 [第3学年及び第4学年] <u>我が国や郷土の伝統と文化を大切にし、国や郷土を愛する心をもつこと。</u> [第5学年及び第6学年] <u>我が国や郷土の伝統と文化を大切にし、先人の努力を知り、国や郷土を愛する心をもつこと。</u> [国際理解、国際親善] [第1学年及び第2学年] <u>他国の人々や文化に親しむこと。</u> [第3学年及び第4学年] <u>他国の人々や文化に親しみ、関心をもつこと。</u> [第5学年及び第6学年] <u>他国の人々や文化について理解し、日本人としての自覚をもって国際親善に努めること。</u> D 主として生命や自然、崇高なものとの関わりに関すること [生命の尊さ] [第1学年及び第2学年] <u>生きることのすばらしさを知り、生命を大切にすること。</u> [第3学年及び第4学年] <u>生命の尊さを知り、生命あるものを大切にすること。</u> [第5学年及び第6学年] <u>生命が多くの生命のつながりの中にあるかけがえないものであることを理解し、生命を尊重すること。</u> [自然愛護] [第1学年及び第2学年] <u>身近な自然に親しみ、動植物に優しい心で接すること。</u> [第3学年及び第4学年] <u>自然のすばらしさや不思議さを感じ取り、自然や動植物を大切にすること。</u> [第5学年及び第6学年] <u>自然の偉大さを知り、自然環境を大切にすること。</u> [感動、畏敬の念] [第1学年及び第2学年] <u>美しいものに触れ、すがすがしい心をもつこと。</u> [第3学年及び第4学年] <u>美しいものや気高いものに感動する心をもつこと。</u> [第5学年及び第6学年] <u>美しいものや気高いものに感動する心や人間の力を超えたものに対する畏敬の念をもつこと。</u> [よりよく生きる喜び] [第5学年及び第6学年] <u>よりよく生きようとする人間の強さや気高さを理解し、人間として生きる喜びを感じるこ</u></p>	<p>※旧4-(5)と(6)を統合</p> <p>※並び順変更 ※大切に<u>する</u>心をもつ→ <u>大切に</u>しに変更</p> <p>※新設</p> <p>※外国→<u>他国</u>に変更 ※世界の<u>人々</u>と→<u>国際</u> に変更</p> <p>※生きることを喜び→<u>生きる</u> <u>こと</u>のすばらしさを知り に変更</p> <p>※「心をもつ」を削除</p> <p>※感じ取り→<u>知り</u>に変更</p> <p>※挿入 ※知り→<u>理解し</u>に変更 ※「自他の」を削除</p> <p>※感動し→<u>感じ取り</u>に変更</p> <p>※追加</p> <p>※新設。(指導上、D[感動、畏敬の念]との違いは?)</p>

「道徳の時間」 平成20年4月告示	「特別の教科道徳」平成27年3月27日告示	備考
<p>第3 指導計画の作成と内容の取扱い</p> <p>1 各学校においては、校長の方針の下に、道徳教育の推進を主に担当する教師（以下「道徳教育推進教師」という。）を中心に、全教師が協力して道徳教育を展開するため、次に示すところにより、道徳教育の全体計画と道徳の時間の年間指導計画を作成するものとする。</p> <p>(1) 道徳教育の全体計画の作成に当たっては、学校における全教育活動との関連の下に、児童、学校及び地域の実態を考慮して、学校の道徳教育の重点目標を設定するとともに、第2に示す道徳の内容との関連を踏まえた各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動における指導の内容及び時期並びに家庭や地域社会との連携の方法を示す必要があること。</p> <p>(2) 道徳の時間の年間指導計画の作成に当たっては、道徳教育の全体計画に基づき、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動との関連を考慮しながら、計画的、発展的に授業がなされるよう工夫すること。その際、第2に示す各学年段階ごとの内容項目について、児童や学校の実態に応じ、2学年間を見通した重点的な指導や内容項目間の関連を密にした指導を行うよう工夫すること。ただし、第2に示す各学年段階ごとの内容項目は相当する各学年においてすべて取り上げること。なお、特に必要な場合には、他の学年段階の内容項目を加えることができること。</p> <p>(3) 各学校においては、各学年を通じて自立心や自律性、自他の生命を尊重する心を育てることに配慮するとともに、児童の発達段階や特性等を踏まえ、指導内容の重点化を図ること。特に低学年ではあいさつなどの基本的な生活習慣、社会生活上のきまりを身に付け、善悪を判断し、人間としてしてはならないことをしないこと、中学年では集団や社会のきまりを守り、身近な人々と協力し助け合う態度を身に付けること、高学年では法やきまりの意義を理解すること、相手の立場を理解し、支え合う態度を身に付けること、集団における役割と責任を果たすこと、国家・社会の一員としての自覚をもつことなどに配慮し、児童や学校の実態に応じた指導を行うよう工夫すること。また、高学年においては、悩みや葛藤等の心の揺れ、人間関係の理解等の課題を積極的に取り上げ、自己の生き方についての考えを一層深められるよう指導を工夫すること。</p> <p>2 第2に示す道徳の内容は、児童が自ら道徳</p>	<p>と。</p> <p>第3 指導計画の作成と内容の取扱い</p> <p>1 各学校においては、道徳教育の全体計画に基づき、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動との関連を考慮しながら、道徳科の年間指導計画を作成するものとする。なお、作成に当たっては、第2に示す各学年段階の内容項目について、相当する各学年において全て取り上げることとする。その際、児童や学校の実態に応じ、2学年間を見通した重点的な指導や内容項目間の関連を密にした指導、一つの内容項目を複数の時間で扱う指導を取り入れるなどの工夫を行うものとする。</p> <p>2 第2の内容の指導に当たっては、次の事項に配慮するものとする。</p> <p>(1) 校長や教頭などの参加、他の教師との協力的な指導などについて工夫し、道徳教育推進教師を中心とした指導体制を充実すること。</p> <p>(2) 道徳科が学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の要としての役割を果たすことができるよう、計画的・発展的な指導を行うこと。特に、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動における道徳教育としては取り扱う機会が十分でない内容項目に関わる指導を補うことや、児童や学校の実態等を踏まえて指導をより一層深めること、内容項目の相互の関連を捉え直したり発展させたりすることに留意すること。</p> <p>(3) 児童が自ら道徳性を養う中で、自らを振り返って成長を実感したり、これからの課題や目標を見付けたりすることができるように工夫すること。その際、道徳性を養うことの意義について、児童自らが考え、理解し、主体的に学習に取り組むことができるようにすること。</p> <p>(4) 児童が多様な感じ方や考え方に接する中で、考えを深め、判断し、表現する力などを育むことができるよう、自分の考えを基に話し合ったり書いたりするなどの言語活動を充実すること。</p> <p>(5) 児童の発達の段階や特性等を考慮し、指導のねらいに即して、問題解決的な学習、道徳的行為に関する体験的な学習等を適切に取り入れるなど、指導方法を工夫すること。その際、それらの活動を通じて学んだ内容の意義などについて考えることができるようにすること。また、特別活動等における多様な実践活動や体験活動も道徳科の授業に生かすようにすること。</p> <p>(6) 児童の発達の段階や特性等を考慮し、第2に示す道徳の内容との関連を踏まえつつ、情報モラルに関する指導を充実すること。ま</p>	<p>備考</p> <p>☆全体的に、内容が心情的な表現から理知的な表現に変わった。</p> <p>☆道徳科の指導に関するもののみ「第3」にまとめて記載</p> <p>※従前あった「他の学年段階の内容項目を加えることができる」は削除</p> <p>◎従前、道徳の時間の「目標」にあった「計画的・発展的な指導」<u>「補充、深化、統合」の特質と役割についてここに記載</u></p> <p>※追加</p> <p>←◎道徳科の目標に基づき、その指導の充実について特記</p> <p>◎道徳授業にこうした指導方法が取り入れられることによって、道徳授業本来の特質が誤解されないよう留意する</p>

「道徳の時間」 平成20年4月告示	「特別の教科道徳」平成27年3月27日告示	備考
<p>性をはぐくむためのものであり、道徳の時間はもとより、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動においてもそれぞれの特質に応じた適切な指導を行うものとする。その際、児童自らが成長を実感でき、これからの課題や目標が見付けられるよう工夫する必要がある。</p> <p>3 道徳の時間における指導に当たっては、次の事項に配慮するものとする。</p> <p>(1) 校長や教頭などの参加、他の教師との協力的な指導などについて工夫し、道徳教育推進教師を中心とした指導体制を充実すること。</p> <p>(2) 集団宿泊活動やボランティア活動、自然体験活動などの体験活動を生かすなど、児童の発達の段階や特性等を考慮した創意工夫ある指導を行うこと。</p> <p>(3) 先人の伝記、自然、伝統と文化、スポーツなどを題材とし、児童が感動を覚えるような魅力的な教材の開発や活用を通して、児童の発達の段階や特性等を考慮した創意工夫ある指導を行うこと。</p> <p>(4) 自分の考えを基に、書いたり話し合ったりするなどの表現する機会を充実し、自分とは異なる考えに接する中で、自分の考えを深め、自らの成長を実感できるよう工夫すること。</p> <p>(5) 児童の発達の段階や特性等を考慮し、第2に示す道徳の内容との関連を踏まえ、情報モラルに関する指導に留意すること。</p> <p>4 道徳教育を進めるに当たっては、学校や学級内の人間関係や環境を整えとともに、学校の道徳教育の指導内容が児童の日常生活に生かされるようにする必要がある。また、道徳の時間の授業を公開したり、授業の実施や地域教材の開発や活用などに、保護者や地域の人々の積極的な参加や協力を得たりするなど、家庭や地域社会との共通理解を深め、相互の連携を図るよう配慮する必要がある。</p> <p>5 児童の道徳性については、常にその実態を把握して指導に生かすよう努める必要がある。ただし、道徳の時間に関して数値などによる評価は行わないものとする。</p>	<p>た、児童の発達の段階や特性等を考慮し、例えば、社会の持続可能な発展などの現代的な課題の取扱いにも留意し、身近な社会的課題を自分との関係において考え、それらの解決に寄与しようとする意欲や態度を育てるよう努めること。なお、多様な見方や考え方のできる事柄について、特定の見方や考え方に偏った指導を行うことのないようにすること。</p> <p>(7) 道徳科の授業を公開したり、授業の実施や地域教材の開発や活用などに家庭や地域の人々、各分野の専門家等の積極的な参加や協力を得たりするなど、家庭や地域社会との共通理解を深め、相互の連携を図ること。</p> <p>3 教材については、次の事項に留意するものとする。</p> <p>(1) 児童の発達の段階や特性、地域の実情等を考慮し、多様な教材の活用に努めること。特に、<u>生命の尊厳、自然、伝統と文化、先人の伝記、スポーツ、情報化への対応等の現代的課題などを題材とし、児童が問題意識をもって多面的・多角的に考えたり、感動を覚えるたりするような充実した教材の開発や活用をおこなうこと。</u></p> <p>(2) 教材については、教育基本法や学校教育法その他の法令に従い、次の観点に照らし適切であると判断されるものであること。</p> <p>ア 児童の発達の段階に即し、ねらいを達成するのにふさわしいものであること。</p> <p>イ 人間尊重の精神にかなうものであって、悩みや葛藤等の心の揺れ、人間関係の理解等の課題も含め、児童が深く考えることができ、人間としてよりよく生きる喜びや勇気を与えられるものであること。</p> <p>ウ 多様な見方や考え方のできる事柄を取り扱う場合には、特定の見方や考え方に偏った取扱いがなされていないものであること。</p> <p>4 児童の学習状況や道徳性に係わる成長の様子を継続的に把握し、指導に生かすよう努める必要がある。ただし、数値などによる評価は行わないものとする。</p>	<p>備考</p> <p>◎道徳科の目標と内容を常に確認し、それから逸脱する授業にならないよう留意する</p> <p>※特記</p> <p>※挿入</p> <p>◎いじめ問題や現代的課題への対応</p> <p>◎道徳科の学習活動を例示</p> <p>←◎従前、解説が道徳編にあった教材に関する内容をここに記載</p> <p>★評価はこの2観点で行うことを明記</p>

<重要事項>

文部科学省告示第63号（平成27年3月27日）

学校教育法施行規則第52条の規定に基づき、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間における小学校学習指導要領（平成20年文部省告示第27号）の特例を次のように定め、平成27年4月1日から施行する。

総則

平成27年4月1日から平成30年3月31日までの教育課程の編成に当たっては、小学校学習指導要領（平成20年文部省告示第27号）第1章の規定にかかわらず、その全部又は一部を（中略）改正後の小学校学習指導要領第1章の規定によることができる。

道徳

平成27年4月1日から平成30年3月31日までの第1学年から第6学年までの道徳の指導に当たっては、小学校学習指導要領（平成20年文部省告示第27号）第1章及び第3章の規定にかかわらず、その全部又は一部について改正後の小学校学習指導要領第1章及び第3章の規定によることができる。

「道徳の時間」 平成20年4月告示	「特別の教科道徳」 平成27年3月27日告示	備 考
<p>第1章 総則</p> <p>第1 教育課程編成の一般方針</p> <p>2 学校における道徳教育は、道徳の時間を要として学校の教育活動全体を通じて行うものであり、道徳の時間はもとより、各教科、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの特質にに応じて、生徒の発達の段階を考慮して、適切な指導を行わなければならない。</p> <p>道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、豊かな心をもち、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛し、個性豊かな文化の創造を図るとともに、公共の精神を尊び、民主的な社会及び国家の発展に努め、他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献し未来を拓く主体性のある日本人を育成するため、その基盤としての道徳性を養うことを目標とする。</p> <p>道徳教育を進めるに当たっては、教師と生徒及び生徒相互の人間関係を深めるとともに、生徒が道徳的価値に基づいた人間としての生き方についての自覚を深め、家庭や地域や社会との連携を図りながら、職場体験活動やボランティア活動、自然体験活動などの豊かな体験を通して生徒の内面に根ざした道徳性の育成を図られるよう配慮しなければならない。その際、特に生徒が自他の生命を尊重し、規律ある生活ができ、自分の将来を考え、法やさまりの意義の理解を深め、主体的に社会の形成に参画し、国際社会に生きる日本人としての自覚を身に付けるようにすることなどに配慮しなければならない。</p>	<p>第1章 総 則</p> <p>第1 教育課程編成の一般方針</p> <p>2 学校における道徳教育は、特別の教科である道徳（以下「道徳科」という。）を要として学校の教育活動全体を通じて行うものであり、道徳科はもとより、各教科、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じて、生徒の発達の段階を考慮して、適切な指導を行わなければならない。</p> <p>道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、人間としての生き方を考え^①、主体的な判断の下に行動し^②、自立した人間として他者と共によりよく生きる^③ための基盤となる道徳性を養うことを目標とする。</p> <p>道徳教育を進めるに当たっては、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、豊かな心をもち、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛し、個性豊かな文化の創造を図るとともに、平和で民主的な国家及び社会の形成者として、公共の精神を尊び、社会及び国家の発展に努め、他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献し未来を拓く主体性のある日本人の育成に資することとなるよう特に留意しなければならない。</p> <p>第2 内容等の取扱いに関する共通事項</p> <p>8 道徳科を要として学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の内容は、第3章特別の教科道徳の第2に示す内容とする。</p> <p>第4 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項</p> <p>3 道徳教育を進めるに当たっては、次の事項に配慮するものとする。</p> <p>(1) 各学校においては、第1の2に示す道徳教育の目標を踏まえ、道徳教育の全体計画を作成し、校長の方針の下に、道徳教育の推進を主に担当する教師（以下「道徳教育推進教師」という。）を中心に、全教師が協力して道徳教育を展開すること。なお、道徳教育の全体計画の作成に当たっては、生徒、学校及び地域の実態を考慮して、学校の道徳教育の重点目標を設定するとともに、道徳科の指導方針、第3章特別の教科道徳の第2に示す内容との関連を踏まえた各教科、総合的な学習の時間及び特別活動における指導の内容及び時期並びに家庭や地域社会との連携の方法を示すこと。</p> <p>(2) 各学校においては、生徒の発達の段階や特性等を踏まえ、指導内容の重点化を図ること。その際、小学校における道徳教育の指導内容を更に発展させ、自立心や自律性を高め、規律ある</p>	<p>☆学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育に関する事項を全て「第1章総則」に記載</p> <p>※道徳の時間→道徳科</p> <p>☆道徳教育の目標が「道徳性」に絞られ、かつ具体的に示された。</p> <p>◎従来、第2段階の目標の中にあった事柄を第3段階の留意事項に位置付けた。</p> <p>※追加修正。</p> <p>※8を新設</p> <p>※3を新設</p> <p>◎小学校での指導との連続性を明確にした。</p>

「道徳の時間」 平成20年4月告示	「特別の教科道徳」平成27年3月27日告示	備考
<p>第3章 道徳</p> <p>第1 目標</p> <p>道徳教育の目標は、第1章総則の第1の2に示すところにより、学校の教育活動全体を通じて、道徳的な心情、判断力、実践意欲と態度などの道徳性を養うこととする。</p> <p>道徳の時間においては、以上の道徳教育の目標に基づき、各教科、総合的な学習の時間及び特別活動における道徳教育と密接な関連を図りながら、計画的、発展的な指導によってこれを補充、深化、統合し、道徳的価値及びそれに基づいた人間としての生き方についての自覚を深め、道徳的実践力を育成するものとする。</p> <p>第2 内容</p> <p>道徳の時間を要として学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の内容は、次のとおりとする。</p> <p>1 主として自分自身に関すること。</p> <p>(1) 望ましい生活習慣を身に付け、心身の健康の増進を図り、節度を守り節制に心掛け調和のある生活をする。</p> <p>(2) より高い目標を目指し、希望と勇気をもって着実にやり抜く強い意志をもつ。</p> <p>(3) 自律の精神を重んじ、自主的に考え、誠実に実行してその結果に責任をもつ。</p> <p>(4) 真理を愛し、真実を求め、理想の実現を目指して自己の人生を切り拓いてゆく。</p> <p>(5) 自己を見つめ、自己の向上を図るとともに、個性を伸ばして充実した生き方を追求する。</p>	<p>生活をする事、生命を尊重する心や自らの弱さを克服して気高く生きようとする心を育てること、法やきまりの意義に関する理解を深めること、自らの将来の生き方を考え主体的に社会の形成に参画する意欲と態度を養うこと、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重すること、国際社会に生きる日本人としての自覚を身に付けることに留意すること。</p> <p>(3) 学校や学級内の人間関係や環境を整えるとともに、職場体験活動やボランティア活動、自然体験活動、地域の行事への参加などの豊かな体験を充実すること。また、道徳教育の指導内容が、生徒の日常生活に生かされるようにすること。その際、いじめの防止や安全の確保等にも資することとなるよう留意すること。</p> <p>(4) 学校の道徳教育の全体計画や道徳教育に関する諸活動などの情報を積極的に公表したり、道徳教育の充実のために家庭や地域の人々の積極的な参加や協力を得たりするなど、家庭や地域社会との共通理解を深め、相互の連携を図ること。</p> <p>第3章 特別の教科 道徳</p> <p>第1 目標</p> <p>第1章総則の第1の2に示す道徳教育の目標に基づき、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、道徳的諸価値についての理解¹を基に、自己を見つめ²、物事を広い視野から多面的・多角的に考え³、人間としての生き方についての考えを深める⁴学習を通して、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる。</p> <p>第2 内容</p> <p>学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の要である道徳科においては、以下に示す項目について扱う。</p> <p>A 主として自分自身に関すること</p> <p>[自主、自律、自由と責任]</p> <p>自律の精神を重んじ、自主的に考え、判断し、誠実に実行してその結果に責任をもつこと。</p> <p>[節度、節制]</p> <p>望ましい生活習慣を身に付け、心身の健康の増進を図り、節度を守り節制に心掛け、安全で調和のある生活をする事。</p> <p>[向上心、個性の伸長]</p> <p>自己を見つめ、自己の向上を図るとともに、個性を伸ばして充実した生き方を追求すること。</p> <p>[希望と勇気、克己と強い意志]</p>	<p>備考</p> <p>◎従前は留意事項にあった「教師と生徒及び生徒相互の人間関係を築く」が「あっさりした表現」になった。</p> <p>◎いじめの問題への対応の充実</p> <p>◎道徳科の学習と、(従前の)道徳的実践力の内容が具体的に示された</p> <p>※心情と判断力の記述順が逆転した</p> <p>☆視点の順が A 自分、B 人、C 社会、D 生命に変更</p> <p>☆内容項目に「キーワード」を導入</p> <p>◎内容項目文末が「こと」</p> <p>◎A 内の項目の配列が大きく変更</p> <p>※挿入</p>

「道徳の時間」 平成20年4月告示	「特別の教科道徳」平成27年3月27日告示	備考
<p>2 主として他の人とのかかわりに関すること。</p> <p>(1) 礼儀の意義を理解、時と場に応じた適切な言動をとる。</p> <p>(2) 温かい人間愛の精神を深め、他の人々に対し思いやりの心をもつ。</p> <p>(3) 友情の尊さを理解して心から信頼できる友達をもち、互いに励まし合い、高め合う。</p> <p>(4) 男女は、互いに異性についての正しい理解を深め、相手の人格を尊重する。</p> <p>(5) それぞれの個性や立場を尊重し、いろいろのものの見方や考え方があることを理解して、寛容の心をもち謙虚に他に学ぶ。</p> <p>(6) 多くの人々の善意や支えにより、日々の生活や現在の自分があることに感謝し、それに応える。</p> <p>3 主として自然や崇高なものとのかかわりに関すること。</p> <p>(1) 生命の尊さを理解し、かけがえのない自他の生命を尊重する。</p> <p>(2) 自然を愛護し、美しいものに感動する豊かな心をもち、人間の力を超えたものに対する畏敬の念を深める。</p> <p>(3) 人間には弱さや醜さを克服する強さや気高さがあることを信じて、人間として生きることに喜びを見出すように努める。</p> <p>4 主として集団や社会とのかかわりに関すること。</p> <p>(1) 法やきまりの意義を理解し、遵守するとともに、自他の権利を重んじ義務を確実に果たして、社会の秩序と規律を高めるように努める。</p> <p>(2) 公徳心及び社会連帯の自覚を高め、よりよい社会の実現に努める。</p> <p>(3) 正義を重んじ、だれに対しても公正、公平にし、差別や偏見のない社会の実現に努める。</p> <p>(4) 自己が属する様々な集団の意義についての理解を深め、役割と責任を自覚し集団生活の向上に努める。</p> <p>(5) 勤労の尊さや意義を理解し、奉仕の精神をもって、公共の福祉と社会の発展に努め</p>	<p>より高い目標を設定し、その達成を目指し、希望と勇気をもち、困難や失敗を乗り越えて着実にやり遂げること。</p> <p>[真理の探究、創造] 真実を大切にし、真理を探究して新しいものを生み出そうと努めること。</p> <p>B 主として人との関わりに関すること</p> <p>[思いやり、感謝] 思いやりの心をもって人と接するとともに、家族などの支えや多くの人々の善意により日々の生活や現在の自分があることに感謝し、進んでそれに応え、人間愛の精神を深めること。</p> <p>[礼儀] 礼儀の意義を理解し、時と場に応じた適切な言動をとること。</p> <p>[友情、信頼] 友情の尊さを理解して心から信頼できる友達をもち、互いに励まし合い、高め合うとともに、異性についての理解を深め、悩みや葛藤も経験しながら人間関係を深めていくこと。</p> <p>[相互理解、寛容] 自分の考えや意見を相手に伝えるとともに、それぞれの個性や立場を尊重し、いろいろなものの見方や考え方があることを理解し、寛容の心をもって謙虚に他に学び、自らを高めていくこと。</p> <p>C 主として集団や社会との関わりに関すること</p> <p>[遵法精神、公徳心] 法やきまりの意義を理解し、それらを進んで守るとともに、そのよりよい在り方について考え、自他の権利を大切に、義務を果たして、規律ある安定した社会の実現に努めること。</p> <p>[公正、公平、社会正義] 正義と公正さを重んじ、誰に対しても公平に接し、差別や偏見のない社会の実現に努めること。</p> <p>[社会参画、公共の精神] 社会参画の意識と社会連帯の自覚を高め、公共の精神をもってよりよい社会の実現に努めること。</p> <p>[勤労] 勤労の尊さや意義を理解し、将来の生き方について考えを深め、勤労を通じて社会に貢献すること。</p> <p>[家族愛、家庭生活の充実] 父母、祖父母を敬愛し、家族の一員としての自覚をもって充実した家庭生活を築くこと。</p> <p>[よりよい学校生活、集団生活の充実] 教師や学校の人々を敬愛し、学級や学校の一員としての自覚をもち、協力し合ってよりよい</p>	<p>※目指し→設定しに変更 ※挿入(2点) ※やり抜く→やり遂げるに変更 ※新たな内容表現に変更</p> <p>※他の人→人に変更</p> <p>※旧(2)、(6)が統合 ※「家族」の例示が入った。 (指導上、C「家族愛」との混同に注意)</p> <p>※旧(3)と(4)が統合</p> <p>※「正しい」を削除 ※相手の人格を尊重する→悩みや葛藤も経験しながら人間関係を深めていくに変更 ※挿入</p> <p>※挿入</p> <p>※遵守する→それらを進んで守るに変更 ※挿入 ※重んじ→大切にに変更 ※「確実に」を削除 ※社会の秩序と規律を高めるように努める→規律ある安定した社会の実現に努めるに変更 ※挿入、※「公正」削除 ※し→「接し」に変更 ※公徳心→社会参画の意識に変更 ※挿入 ☆旧4-(4)の内容を削除し、他の内容項目の中に散りばめた ※内容を全面的に変更</p> <p>※敬愛の念を深め→敬愛しに変更 ※文の並び順を変更 ※して→し合ってに変更</p>

「道徳の時間」 平成20年4月告示	「特別の教科道徳」平成27年3月27日告示	備考
<p>る。</p> <p>(6) 父母、祖父母に敬愛の念を深め、家族の一員としての自覚をもって充実した家庭生活を築く。</p> <p>(7) 学級や学校の一員としての自覚をもち、教師や学校の人々に敬愛の念を深め、協力してよりよい校風を樹立する。</p> <p>(8) <u>地域社会の一員としての自覚をもって郷土を愛し、社会に尽くした先人や高齢者に尊敬と感謝の念を深め、郷土の発展に努める。</u></p> <p>(9) <u>日本人としての自覚をもって国を愛し、国家の発展に努めるとともに、優れた伝統の継承と新しい文化の創造に貢献する。</u></p> <p>(10) <u>世界の中の日本人としての自覚をもち、国際的視野に立って、世界の平和と人類の幸福に貢献する。</u></p>	<p>校風をつくるとともに、<u>様々な集団の意義や集団の中での自分の役割と責任を自覚して集団生活の充実に努めること。</u></p> <p>[郷土の伝統と文化の尊重、郷土を愛する態度] 郷土の伝統と文化を大切にし、社会に尽くした先人や高齢者に尊敬の念を深め、<u>地域社会の一員としての自覚をもって郷土を愛し、進んで郷土の発展に努めること。</u></p> <p>[我が国の伝統と文化の尊重、国を愛する態度] 優れた伝統の継承と新しい文化の創造に貢献するとともに、<u>日本人としての自覚をもって国を愛し、国家及び社会の形成者として、その発展に努めること。</u></p> <p>[国際理解、国際貢献] 世界の中の日本人としての自覚をもち、<u>他国を尊重し、国際的視野に立って、世界の平和と人類の発展に寄与すること。</u></p> <p>D 主として生命や自然、崇高なものとの関わりに関すること</p> <p>[生命の尊さ] 生命の尊さについて、<u>その連続性や有限性なども含めて理解し、かけがえのない生命を尊重すること。</u></p> <p>[自然愛護] <u>自然の崇高さを知り、自然環境を大切にする</u>ことの意義を理解し、<u>進んで自然の愛護に努めること。</u></p> <p>[感動、畏敬の念] 美しいものや気高いものに感動する心をもち、人間の力を超えたものに対する畏敬の念を深めること。</p> <p>[よりよく生きる喜び] 人間には自らの弱さや醜さを克服する強さや気高く生きようとする心があることを理解し、人間として生きることの喜びを見いだすこと。</p>	<p>※挿入</p> <p>※文の組立てを全面的に変更</p> <p>※文の組立てを全面的に変更</p> <p>※挿入 ※幸福に貢献する→発展に寄与するに変更</p> <p>※挿入 ※「自他の」削除</p> <p>※旧3-(2)の内容を自然愛護の視点のみにシフト</p> <p>◎新設。(旧3-(2)の内容を畏敬の念からシフト)</p> <p>※気高さ→気高く生きようとする心に変更 ※信じて→理解しに変更 ※「努める」削除 ☆全体的に、内容が心情的な表現から知的な表現に変わった。</p> <p>☆道徳科の指導に関する事項のみを第3に記載</p>
<p>第3 指導計画の作成と内容の取扱い</p> <p>1 各学校においては、校長の方針の下に、道徳教育の推進を主に担当する教師（以下「道徳教育推進教師」という。）を中心に、全教師が協力して道徳教育を展開するため、次に示すところにより、道徳教育の全体計画と道徳の時間の年間指導計画を作成するものとする。</p> <p>(1) 道徳教育の全体計画の作成に当たっては、学校における全教育活動との関連の下に、生徒、学校及び地域の実態を考慮して、学校の道徳教育の重点目標を設定すると</p>	<p>第3 指導計画の作成と内容の取扱い</p> <p>1 各学校においては、道徳教育の全体計画に基づき、各教科、総合的な学習の時間及び特別活動との関連を考慮しながら、道徳科の年間指導計画を作成するものとする。なお、作成に当たっては、第2に示す内容項目について、各学年において全て取り上げるものとする。その際、生徒や学校の実態に応じ、3学年間を見通した重点的な指導や内容項目間の関連を密にした指導、一つの内容項目を複数の時間で扱う指導を取り入れるなどの工夫を行うものとする。</p>	

「道徳の時間」 平成20年4月告示	「特別の教科道徳」 平成27年3月27日告示	備 考
<p>もに、第2に示す道徳の内容との関連を踏まえた各教科、総合的な学習の時間及び特別活動における指導の内容及び時期並びに家庭や地域社会との連携の方法を示す必要があること。</p> <p>(2) 道徳の時間の年間指導計画の作成に当たっては、道徳教育の全体計画に基づき、各教科、総合的な学習の時間及び特別活動との関連を考慮しながら、計画的、発展的に授業がなされるよう工夫すること。その際、第2に示す各内容項目の指導の充実を図る中で、生徒や学校の実態に応じ、3年間を見通した重点的な指導や内容項目間の関連を密にした指導を行うよう工夫すること。ただし、第2に示す内容項目はいずれの各学年においてすべて取り上げること。</p> <p>(3) 各学校においては、生徒の発達の段階や特性等を踏まえ、指導内容の重点化を図ること。特に、自他の生命を尊重し、規律ある生活ができ、自分の将来を考え、法やきまりの意義の理解を深め、主体的に社会の形成に参画し、国際社会に生きる日本人としての自覚を身に付けるようにすることなどに配慮し、生徒や学校の実態に応じた指導を行うよう工夫すること。また、悩みや葛藤等の思春期の心の揺れ、人間関係の理解等の課題を積極的に取り上げ、道徳的価値に基づいた人間としての生き方についての考えを深められるよう配慮すること。</p> <p>2 第2に示す道徳の内容は、生徒が自ら道徳性をはぐくむためのものであり、道徳の時間はもとより、各教科、総合的な学習の時間及び特別活動においてもそれぞれの特質に応じた適切な指導を行うものとする。その際、生徒自らが成長を実感でき、これからの課題や目標が見付けられるよう工夫する必要がある。</p> <p>3 道徳の時間における指導に当たっては、次の事項に配慮するものとする。</p> <p>(1) 学級担任の教師が行うことを原則とするが、校長や教頭などの参加、他の教師との協力的な指導などについて工夫し、道徳教育推進教師を中心とした指導体制を充実すること。</p> <p>(2) 職場体験活動やボランティア活動、自然体験活動などの体験活動を生かすなど、生徒の発達の段階や特性等を考慮した創意工夫ある指導を行うこと。</p> <p>(3) 先人の伝記、自然、伝統と文化、スポーツなどを題材とし、生徒が感動を覚えるような魅力的な教材の開発や活用を通して、生徒の発達の段階や特性等を考慮した創意工夫ある指導を行うこと。</p> <p>(4) 自分の考えを基に、書いたり話し合ったりするなどの表現する機会を充実し、自分とは異なる考えに接する中で、自分の考えを深</p>	<p>2 第2の内容の指導に当たっては、次の事項に配慮するものとする。</p> <p>(1) 学級担任の教師が行うことを原則とするが、校長や教頭などの参加、他の教師との協力的な指導などについて工夫し、道徳教育推進教師を中心とした指導体制を充実すること。</p> <p>(2) 道徳科が学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の要としての役割を果たすことができるよう、計画的・発展的な指導を行うこと。特に、各教科、総合的な学習の時間及び特別活動における道徳教育としては取り扱う機会が十分でない内容項目に関わる指導を補うことや、生徒や学校の実態等を踏まえて指導をより一層深めること、内容項目の相互の関連を捉え直したり発展させたりすることに留意すること。</p> <p>(3) 生徒が自ら道徳性を養う中で、自らを振り返って成長を実感したり、これからの課題や目標を見付けたりすることができるよう工夫すること。その際、道徳性を養うことの意義について、生徒自らが考え、理解し、主体的に学習に取り組むことができるようにすること。また、発達の段階を考慮し、人間としての弱さを認めながら、それを乗り越えてよりよく生きようとするためのよきについて、教師が生徒と共に考える姿勢を大切にすること。</p> <p>(4) 生徒が多様な感じ方や考え方に接する中で、考えを深め、判断し、表現する力などを育むことができるよう、自分の考えを基に議論したり書いたりするなどの言語活動を充実すること。その際、様々な価値観について多面的・多角的な視点から振り返って考える機会を設けるとともに、生徒が多様な見方や考え方に接しながら、更に新しい見方や考え方を生み出していくことができるよう留意すること。</p> <p>(5) 生徒の発達の段階や特性等を考慮し、指導のねらいに即して、問題解決的な学習、道徳的の行為に関する体験的な学習等を適切に取り入れるなど、指導方法を工夫すること。その際、それらの活動を通して学んだ内容の意義などについて考えることができるようにすること。また、特別活動等における多様な実践活動や体験活動も道徳科の授業に生かすようにすること。</p> <p>(6) 生徒の発達の段階や特性等を考慮し、第2に示す内容との関連を踏まえつつ、情報モラルに関する指導を充実すること。また、例えば、科学技術の発展と生命倫理との関係や社会の持続可能な発展などの現代的な課題の取扱いにも留意し、身近な社会的課題を自分との関係において考え、その解決に向けて取り組もうとする意欲や態度を育てるよう努めること。なお、多様な見方や考え方のでき</p>	<p>備考</p> <p>◎今まで道徳の時間の「目標」に記載があった「計画的・発展的な指導」「補充、深し、統合」の役割について、ここに記載</p> <p>※追加挿入</p> <p>←◎道徳科の目標に基づき、その指導の充実について特記</p> <p>◎道徳授業にこうした指導方法が取り入れられることによって、道徳授業本来の特質が誤解されないよう留意する必要がある</p> <p>◎道徳科の目標と内容を常に確認し、それから逸脱する授業にならないよう留意する必要がある</p>

「道徳の時間」 平成20年4月告示	「特別の教科道徳」平成27年3月27日告示	備考
<p>め、自らの成長を実感できるよう工夫すること。</p> <p>(5) 生徒の発達段階や特性等を考慮し、第2に示す道徳の内容との関連を踏まえ、情報モラルに関する指導に留意すること。</p> <p>4 道徳教育を進めるに当たっては、学校や学級内の人間関係や環境を整えとともに、学校の道徳教育の指導内容が生徒の日常生活に生かされるようにする必要がある。また、道徳の時間の授業を公開したり、授業の実施や地域教材の開発や活用などに、保護者や地域の人々の積極的な参加や協力を得たりするなど、家庭や地域社会との共通理解を深め、相互の連携を図るよう配慮する必要がある。</p> <p>5 生徒の道徳性については、常にその実態を把握して指導に生かすよう努める必要がある。ただし、道徳の時間に関して数値などによる評価は行わないものとする。</p>	<p>る事柄について、特定の見方や考え方に偏った指導を行うことのないようにすること。</p> <p>(7) 道徳科の授業を公開したり、授業の実施や地域教材の開発や活用などに家庭や地域の人々、各分野の専門家等の積極的な参加や協力を得たりするなど、家庭や地域社会との共通理解を深め、相互の連携を図ること。</p> <p>3 教材については、次の事項に留意するものとする。</p> <p>(1) 生徒の発達段階や特性、地域の実情等を考慮し、多様な教材の活用に努めること。特に、<u>生命の尊厳</u>、<u>社会参画</u>、<u>自然</u>、<u>伝統と文化</u>、<u>先人の伝記</u>、<u>スポーツ</u>、<u>情報化への対応</u>等の現代的な課題などを題材とし、<u>生徒が問題意識をもって多面的・多角的に考えたり</u>、<u>感動を覚えたり</u>するような充実した教材の開発や活用を行うこと。</p> <p>(2) 教材については、教育基本法や学校教育法その他の法令に従い、次の観点に照らし適切と判断されるものであること。</p> <p>ア 生徒の発達段階に即し、ねらいを達成するのにふさわしいものであること。</p> <p>イ 人間尊重の精神にかなうものであって、悩みや葛藤等の心の揺れ、人間関係の理解等の課題も含め、生徒が深く考えることができ、人間としてよりよく生きる喜びや勇気を与えられるものであること。</p> <p>ウ 多様な見方や考え方のできる事柄を取り扱う場合には、特定の見方や考え方に偏った取扱いがなされていないものであること。</p> <p>4 生徒の学習状況^①や道徳性に係る成長の様子^②を継続的に把握し、指導に生かすよう努める必要がある。ただし、数値などによる評価は行わないものとする。</p>	<p>※特記</p> <p>※挿入</p> <p>◎いじめ問題や現代的課題への対応</p> <p>◎道徳科の学習との関連に基づく</p> <p>←◎今まで解説道徳編にあった記載内容をここに特記</p> <p>☆評価はこの2観点で継続的に行うこと</p>

<重要事項>

文部科学省告示第64号（平成27年3月27日）

学校教育法施行規則第74条の規定に基づき、平成27年4月1日から平成31年3月31日までの間における中学校学習指導要領（平成20年文部省告示第28号）の特例を次のように定め、平成27年4月1日から施行する。

総則

平成27年4月1日から平成31年3月31日までの教育課程の編成に当たっては、中学校学習指導要領（平成20年文部省告示第28号）第1章の規定にかかわらず、その全部又は一部を（中略）改正後の中学校学習指導要領第1章の規定によることができる。

道徳

平成27年度から平成30年度までの第1学年から第3学年までの道徳の指導に当たっては、中学校学習指導要領第1章及び第3章の規定にかかわらず、その全部又は一部について改正後の中学校学習指導要領第1章及び第3章の規定によることができる。